



# 令和7年度 第1回 宇土市地域公共交通会議 宇土市地域公共交通活性化協議会資料

令和7年6月24日(火)14時～  
宇土市役所1階会議室1

## 協議事項

【議案第1号】宇土市地域公共交通活性化協議会の令和6年度事業報告について

【議案第2号】宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

【議案第3号】令和7年度事業計画等について

【議案第4号】令和6年度の運行実績に基づく令和8年度の目標値の設定について

【議案第5号】ミニバス「のんなっせ」の区間内乗降制限区間の撤廃について

【議案第6号】ミニバス「のんなっせ」の網津・緑川線及び宇土北部線の停留所の新設について

【議案第7号】令和8年度地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統補助)に係る計画認定申請について

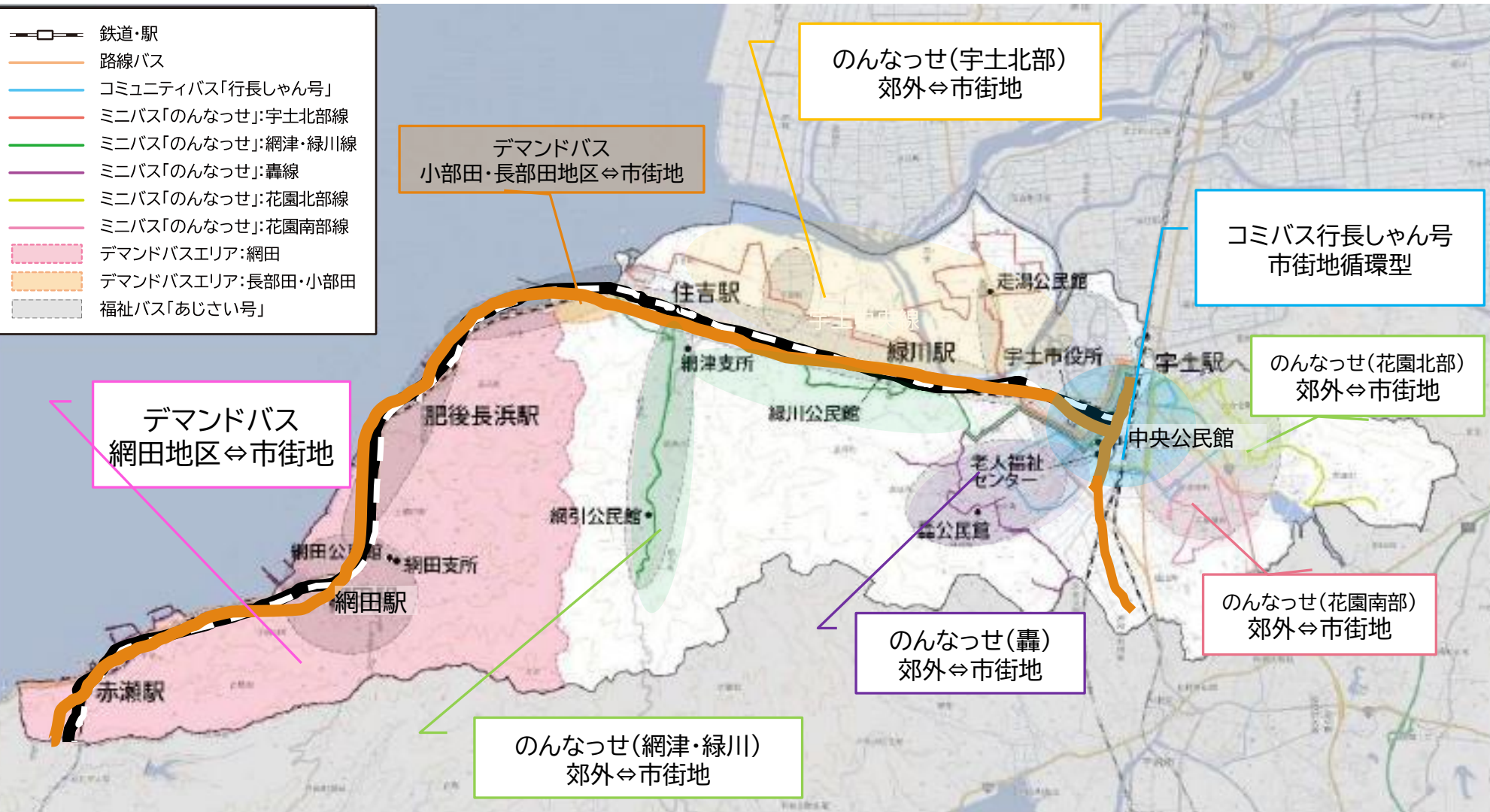
## 報告事項

【報告第1号】九州産交グループによる令和7年10月実施路線再編について

【報告第2号】本市の地域公共交通に関する要望及び課題について

# 参考:宇土市の公共交通網

- 鉄道・駅
- 路線バス
- コミュニティバス「行長しゃん号」
- ミニバス「のんなっせ」:宇土北部線
- ミニバス「のんなっせ」:網津・緑川線
- ミニバス「のんなっせ」:轟線
- ミニバス「のんなっせ」:花園北部線
- ミニバス「のんなっせ」:花園南部線
- デマンドバスエリア:網田
- デマンドバスエリア:長部田・小部田
- 福祉バス「あじさい号」



# 参考:宇土市の公共交通体系

| 主体 | 公共交通機関               | 事業者数 | 事業者       | 路線数     |
|----|----------------------|------|-----------|---------|
| 民間 | 路線バス                 | 3    | 九州産交バス    | 4       |
|    |                      |      | 産交バス      | 4       |
|    |                      |      | 熊本バス      | 1       |
|    | 鉄道                   | 1    | JR        | JR鹿児島本線 |
|    |                      |      |           | JR三角線   |
|    | タクシー                 | 2    | 市内事業者     | —       |
| 公営 | 福祉タクシー               | 5    | 市内事業者     | —       |
|    | コミュニティバス<br>「行長しゃん号」 | 1    | 産交バス      | 1       |
|    | ミニバス<br>「のんなっせ」      | 2    | 市内タクシー事業者 | 5       |
|    | 予約型乗合タクシー<br>「のりのり号」 | 1    | 市内タクシー事業者 | —       |
|    | 福祉バス<br>「あじさい号」      | 1    | 市内事業者     | 9       |

## 1. 令和6年度 事業報告(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公共交通に対する市民の関心度を高め、利用者数の増加を図るため、以下の事業を実施した。

- |   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| ① | ミニバス「のんなっせ」バス停の整備 | P5 |
| ② | コミュニティバス・ミニバス無料運行 | P6 |
| ③ | 公共交通マップ配布         | P8 |
| ④ | 公共交通の利用促進に係る利用啓発  | P8 |
| ⑤ | 公共交通の利用促進に係る情報発信  | P9 |

## 1 令和6年度 事業報告(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### ①ミニバス『のんなっせ』バス停の整備

#### 【整備場所】

- ・令和7年4月ルート改正に伴う新規の停留所や未整備だった停留所にバス停を3箇所設置した。

(城塚防火水槽・割井川上の橋・かなもり地域ケアクリニック)

参考:全停留所139箇所(R7.4.1時点)

#### 【今後の予定】

- ・引き続き、ルートの見直し時等に、バス停の確認を行い、必要な箇所の整備を行っていく。



【割井川上の橋停留所】

【城塚防火水槽停留所】



### 1 令和6年度 事業報告(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

#### ②コミュニティバス・ミニバス無料運行(市予算で実施するため協議会予算は0円)

乗車機会を創出し、新規利用者の掘り起こしにつなげるため、コミュニティバスとミニバスの双方で無料運行を実施した。

| 実施期間                            | 利用者数                         |
|---------------------------------|------------------------------|
| ① 令和6年10月1日(火曜)<br>～10月31日(木曜)  | コミュニティバス:1,506人<br>ミニバス:542人 |
| ② 令和6年11月23日(土曜)<br>(産業祭)       | コミュニティバス:39人<br>※ミニバスは土曜日運休日 |
| ③ 令和6年12月21日(土曜)<br>(バス・電車無料の日) | コミュニティバス:67人<br>※ミニバスは土曜日運休日 |
| ④ 令和7年3月25日(火曜)<br>～3月31日(月曜)   | コミュニティバス:360人<br>ミニバス:130人   |



#### 【効果検証結果】

無料運行を実施した際、一時的に利用者数が増加する傾向が見られるものの、無料期間終了後は利用者数が元の水準に戻ってしまう傾向にある。そのため、無料運行が新規利用者の掘り起こしになかなか結びついていない。

# 【参考】利用者数の推移

単位:人  
1,600

無料期間1箇月

## 行長しゃん号月別利用者数の推移

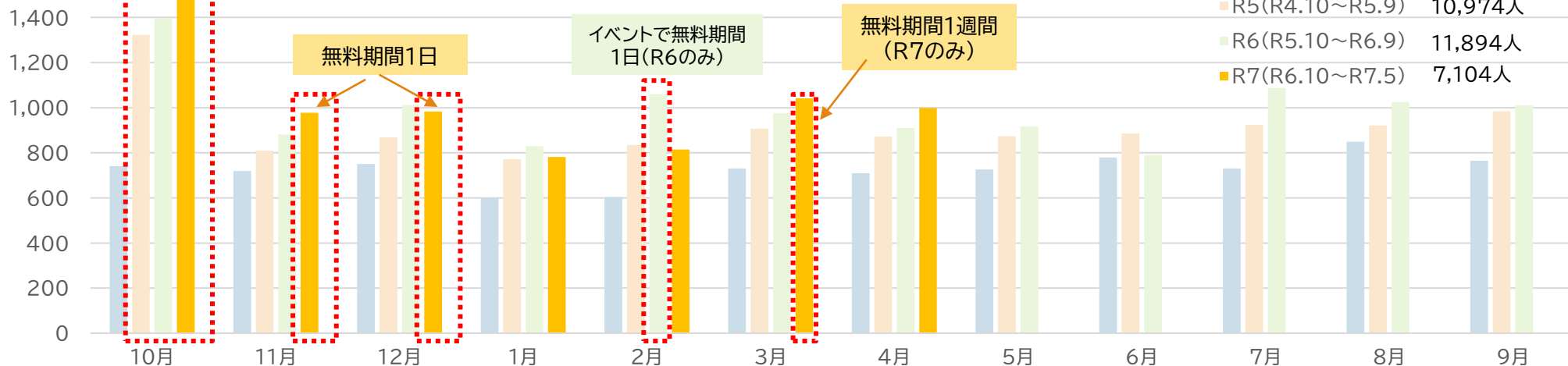
利用者数

R4(R3.10~R4.9) 8,705人

R5(R4.10~R5.9) 10,974人

R6(R5.10~R6.9) 11,894人

R7(R6.10~R7.5) 7,104人



単位:人  
700

無料期間1箇月

## のんなっせ月別利用者数の推移

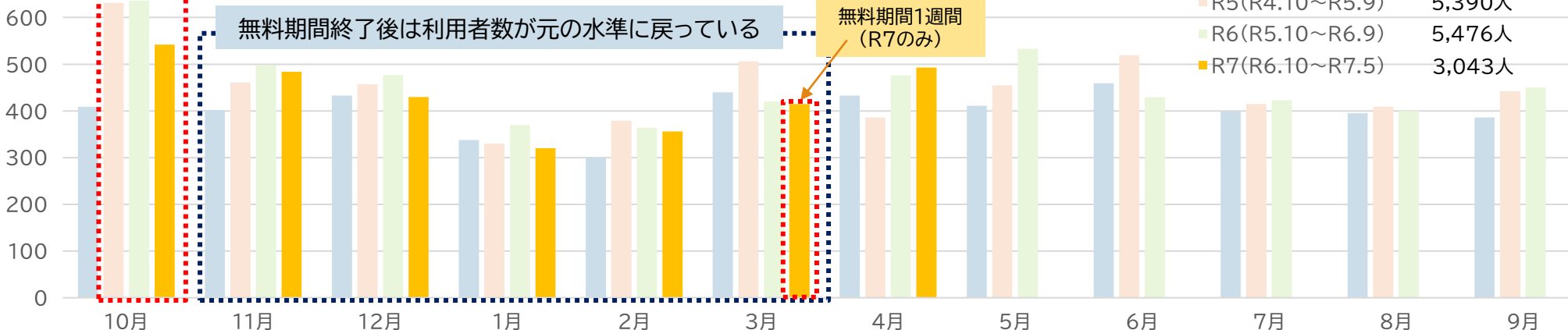
利用者数

R4(R3.10~R4.9) 4,806人

R5(R4.10~R5.9) 5,390人

R6(R5.10~R6.9) 5,476人

R7(R6.10~R7.5) 3,043人



# 1 令和6年度 事業報告(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

## ③公共交通マップ配布

令和5年度に作成した公共交通マップを、各種説明会・イベント等において活用し、周知を行った。

## ④公共交通の利用促進に係る利用啓発

予約型乗合タクシー「のりのり号」のLINE予約開始(R6.12)に伴い、福祉関係部署と連携し、スマホ教室の開催に  
合わせて、網田公民館や戸口公民館でのりのり号の周知啓発を行った。

また、新規利用者の掘り起こしのため、イベントでノベルティグッズの配布や車両展示を行う等、公共交通利用促進  
のための周知啓発を行った。

【スマホ教室での周知の様子】



### スマホ教室開催概要

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 開催回数 | 4回<br>開催日: R6.12.5(木)、12.12(木)、12.20(金)、<br>R7.1.9(木) |
| 開催場所 | 宇土市西部老人福祉センター                                         |
| 参加者数 | 39人(参加者の99%が70代以上)                                    |
| 講座内容 | LINEを使った「のりのり号」の利用登録及び利用<br>予約の操作方法                   |

【R7.2.22～23 九州のどまんなか！ご当地キャラinうと 冬の陣】

【車両展示】



【ノベルティグッズ配布】



【車両展示】



【バスの車内にぬり絵展示】



## 1 令和6年度 事業報告(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### ⑤公共交通の利用促進に係る情報発信(既存の媒体を活用するため協議会予算は0円)

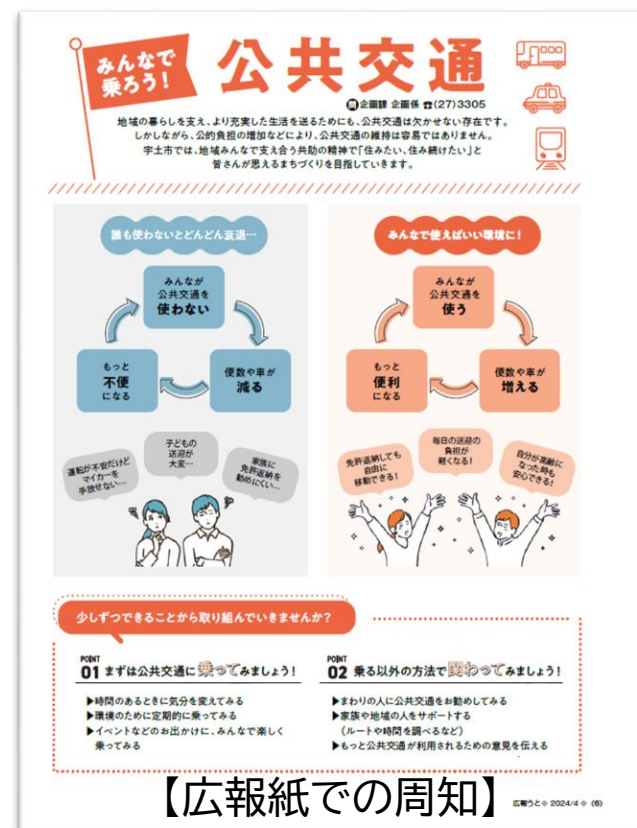
広報紙やチラシの作成のほか、市ホームページ、SNS(LINE)など様々なツールを活用し、幅広い年齢層へ届くように繰り返し情報発信を行った。



【LINEでの周知】



【LINEでの周知】



【広報紙での周知】

## 2 令和6年度 収支決算及び監査報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

歳入の部

(単位：円)

| 項目    | 本年度<br>予算額 | 本年度<br>決算額 | 増減     | 備考               |
|-------|------------|------------|--------|------------------|
| 1 補助金 | 140,000    | 136,095    | ▲3,905 | 市補助金<br>136,095円 |
| 2 繰越金 | 0          | 0          | 0      |                  |
| 3 雑入  | 0          | 0          | 0      |                  |
| 合計    | 140,000    | 136,095    | ▲3,905 |                  |

収入済額 136,095円  
支出済額 136,095円  
差引残額 0円

以上のとおり報告します。

令和7年3月31日

宇土市地域公共交通活性化協議会  
会長 谷崎 淳一

歳出の部

(単位：円)

| 項目     | 本年度<br>予算額 | 本年度<br>決算額 | 増減     | 備考                        |
|--------|------------|------------|--------|---------------------------|
| 1 委託料  | 100,000    | 96,250     | ▲3,750 | バス停整備委託料<br>96,250円       |
| 2 消耗品等 | 40,000     | 39,845     | ▲155   | 消耗品 39,053円<br>振込手数料 792円 |
| 3 予備費  | 0          | 0          | 0      |                           |
| 合計     | 140,000    | 136,095    | ▲3,905 |                           |

令和7年4月28日に、令和6年度事業実績並びに収支決算関係帳簿等について慎重に監査しましたところ、その内容は適切なものと認められましたので、ここに報告します。

令和7年4月28日

監事 合志 亨



監事 草野 一人



## 改正理由

宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程は、宇土市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、協議会の財務に関する必要事項を定めている。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(以下「国庫補助金」という。)は、これまで運行事業者が直接国に申請し、受領していたが、令和7年度から国の制度が変更となり、宇土市地域公共交通活性化協議会が国庫補助金の申請を行い、受領し、運行事業者へ補助金として支払うこととなった。

協議会が、国庫補助金を受領する時期が年度末又は翌年度当初であることから、運行事業者に補助金を支払う時期は翌年度になる見込みである。よって出納整理期間(翌年度の5月31日まで)を設け、適切な財務処理を実施するための改正を行う。

## 1.主な改正内容

- ・第9条として、次の1条を加える。

### (出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

- ・その他、文言を整理する。

## 2.改正時期 令和7年6月24日(承認予定日)

## 3.国庫補助金の流れ

|          | 現 行                                                                         | 変更後(令和7年度(R6.10~R7.9)以降)                                                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者      | 運行事業者(産交バス・宇城タクシー・西田タクシー)                                                   | 宇土市地域公共交通活性化協議会                                                                                                     |
| 国庫補助金の流れ | <div> <div>国</div> <div>↓</div> <div>運行事業者(産交バス・宇城タクシー・西田タクシー)</div> </div> | <div> <div>国</div> <div>↓</div> <div>宇土市地域公共交通活性化協議会</div> <div>↓</div> <div>運行事業者(産交バス・宇城タクシー・西田タクシー)</div> </div> |

# 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

## 【見え消し】 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇土市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、宇土市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、宇土市~~及び~~~~からの負担金、~~~~国からの補助金、~~~~繰越金及び~~その他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費を持って歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算の補正に必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長において協議会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、協議会の承認を経ずに既定の予算を補正することができる。

3 会長は、前項の規定により協議会の承認を経ずに予算を補正したときは、直近の協議会の会議において報告しなければならない。

（予算区分）

第4条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分する。歳入歳出の各項目中であつてはこれを目に区分する。

2 歳入歳出予算の項目の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、宇土市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議において報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納役）

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納役を命ずることができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続等について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續~~き~~は、宇土市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

## 議案第2号



### 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

#### (出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

#### (決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るに当たり、規約第6条第6項に規定する第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

#### (その他委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、宇土市の例により行うものとする。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行し、令和7年度以後の協議会の財務について適用する。

## 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

### 【改正後】 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

#### （趣旨）

第1条 この規程は、宇土市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、宇土市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （予算）

第2条 協議会の予算は、宇土市及び国からの補助金その他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費を持って歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。  
（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算の補正に必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長において協議会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、協議会の承認を経ずに既定の予算を補正することができる。

3 会長は、前項の規定により協議会の承認を経ずに予算を補正したときは、直近の協議会の会議において報告しなければならない。

#### （予算区分）

第4条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分する。歳入歳出の各項中にあつてはこれを目に区分する。

2 歳入歳出予算の項目の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

#### （予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、宇土市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議において報告しなければならない。

#### （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

#### （協議会出納役）

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納役を命ずることができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手續等について適正に処理しなければならない。

#### （予算の執行）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、宇土市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

## 議案第2号



### 宇土市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

#### (1) 予算整理簿

- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊  
(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たり、規約第6条第6項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、宇土市の例により行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行し、令和7年度以後の協議会の財務について適用する。

## 1 令和7年度 事業計画(案)(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

宇土市地域公共交通計画に基づき、公共交通に対する関心を高め、利用者数の増加を図るため、以下の事業を実施する。

### (1) コミュニティ交通の運行支援

- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金による運行事業者への支援
- ・ミニバス『のんなっせ』停留所の整備（R7.7月～）

### (2) コミュニティ交通の利用促進に係る啓発

- ・公共交通マップの市主要施設への設置、イベント等での配布
- ・各種説明会、イベント、広報紙・市ホームページ、各種SNSで公共交通に関する周知・啓発

### (3) 宇土市地域公共交通会議・宇土市地域公共交通活性化協議会の開催【年3回程度】

### (4) 今後の課題解決に向けた取組

- ① 路線バス(宇土三角間)の財政負担増加の懸念、代替交通手段導入検討
- ② 交通事業者のドライバー不足解消支援
- ③ 地域公共交通の在り方について～ライドシェアの活用～

※①～③の課題を宇土市地域公共交通会議・宇土市地域公共交通活性化協議会において、議論し合意形成を図る。

## 2 令和7年度 収支予算(案) (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

### 歳入の部

| 款  | 項   | 目    | 節    | R6予算額  | R7予算額   | 前年比       | 備考       |                                         |
|----|-----|------|------|--------|---------|-----------|----------|-----------------------------------------|
| 1  | 補助金 | 補助金  | 補助金  | 国庫補助金  | 0       | 6,634,000 | 皆増       | 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金<br>金額未定のためR6実績額を計上 |
|    |     |      | 補助金  | 市補助金   | 140,000 | 165,000   | +17.9%   | 宇土市地域公共交通活性化協議会補助金                      |
| 2  | 繰越金 | 繰越金  | 繰越金  | 前年度繰越金 | 0       | 0         | -        |                                         |
| 3  | 諸収入 | 預金利子 | 預金利子 | 預金利子   | 0       | 0         | -        |                                         |
|    |     | 雑入   | 雑入   | 雑入     | 0       | 0         | -        |                                         |
| 合計 |     |      |      |        | 140,000 | 6,799,000 | +4756.4% |                                         |

### 歳出の部

(単位:円)

| 款  | 項    | 目    | 節    | R6予算額   | R7予算額     | 前年比      | 備考                       |
|----|------|------|------|---------|-----------|----------|--------------------------|
| 1  | 事業費  | 事業費  | 委託料  | 100,000 | 119,000   | +19.0%   | ミニバス「のんなっせ」停留所更新委託料(4基分) |
|    |      |      | 需用費  | 30,000  | 40,000    | +33.3%   |                          |
|    |      |      | 役務費  | 10,000  | 6,000     | ▲40.0%   | 振込手数料(792円×7回)           |
|    |      |      | 補助金  | 0       | 6,634,000 | 皆増       | 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金     |
| 2  | 諸支出金 | 諸支出金 | 諸支出金 | 0       | 0         | -        |                          |
| 3  | 予備費  | 予備費  | 予備費  | 0       | 0         | -        |                          |
| 合計 |      |      |      | 140,000 | 6,799,000 | +4756.4% |                          |

※令和7年度事業(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)から地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー補助)の交付申請を本協議会で行う必要があることから歳入・歳出項目に記載(額未定のため、令和6年度実績額を記載)。

# 令和6年度の運行実績に基づく令和8年度の目標値の設定について

## ①コミュニティバス 「行長しゃん号」



市街地循環型

乗車定員:33人  
運 行 :路線定期  
区 域 :中心市街地  
運 賃 :150円均一  
運行日 :月曜から土曜 1日8便  
ルート数:1(右回り・左回り)  
運行主体:産交バス株式会社

## ②ミニバス 「のんなっせ」



郊外部←→市街地間の運行

乗車定員:9人  
運 行 :路線定期  
区 域 :郊外部←→市街地間  
運 賃 :200円均一  
運行日 :週1~3日  
1日2~4便運行  
ルート数:5  
運行主体:市内タクシー2事業者

## ③予約型乗合タクシー 「のりのり号」



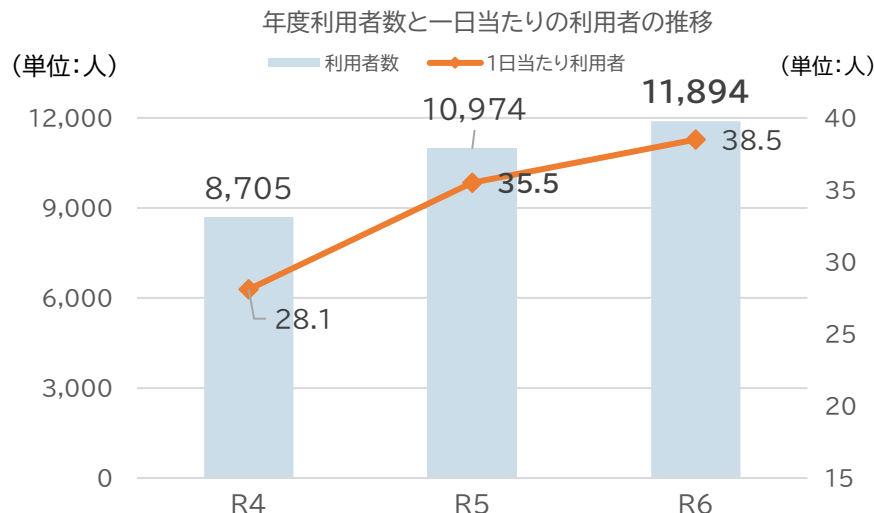
郊外部←→市街地間の運行

乗車定員:小型4人、大型9人  
運 行 :区域  
区 域 :郊外部←→市街地間  
運 賃 :600円~900円  
運行日 :週5日(月曜から金曜)  
1日6便運行  
運行主体:市内タクシー1事業者

# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ① コミュニティバス「行長しゃん号」

### ア)直近3年の利用状況



| 年度                      | 運行便数       | 運行日数 | 利用者数        | 1便当たり利用者   | 1日当たり利用者    |
|-------------------------|------------|------|-------------|------------|-------------|
| 令和4年度<br>R3.10～<br>R4.9 | 2,480<br>便 | 310日 | 8,705<br>人  | 3.5人/<br>便 | 28.1人/<br>日 |
| 令和5年度<br>R4.10～<br>R5.9 | 2,468<br>便 | 309日 | 10,974<br>人 | 4.5人/<br>便 | 35.5人/<br>日 |
| 令和6年度<br>R5.10～<br>R6.9 | 2,465<br>便 | 309日 | 11,894<br>人 | 4.8人/<br>便 | 38.5人/<br>日 |

### イ)直近の利用状況

| 年月      | 利用者数   | 前年同月比   | 1便当たり利用者 | 1日当たり利用者 | 備考                                                                                               |
|---------|--------|---------|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年 1月 | 782人   | ▲5.7%   | 4.1人/便   | 32.6人/日  | ※R6年2月17日(土)にゆる<br>キャライベントで無料運行を実<br>施し、180人利用。<br>R7年2月は無料運行を実施し<br>ていないため、前年同月比が<br>大幅に減少している。 |
| 2月      | 815人   | ※▲23.0% | 4.2人/便   | 34.0人/日  |                                                                                                  |
| 3月      | 1,042人 | +6.9%   | 5.0人/便   | 40.1人/日  |                                                                                                  |
| 4月      | 999人   | +9.8%   | 4.8人/便   | 38.4人/日  |                                                                                                  |
| 5月      | 904人   | ▲1.4%   | 4.2人/便   | 33.5人/日  |                                                                                                  |

# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

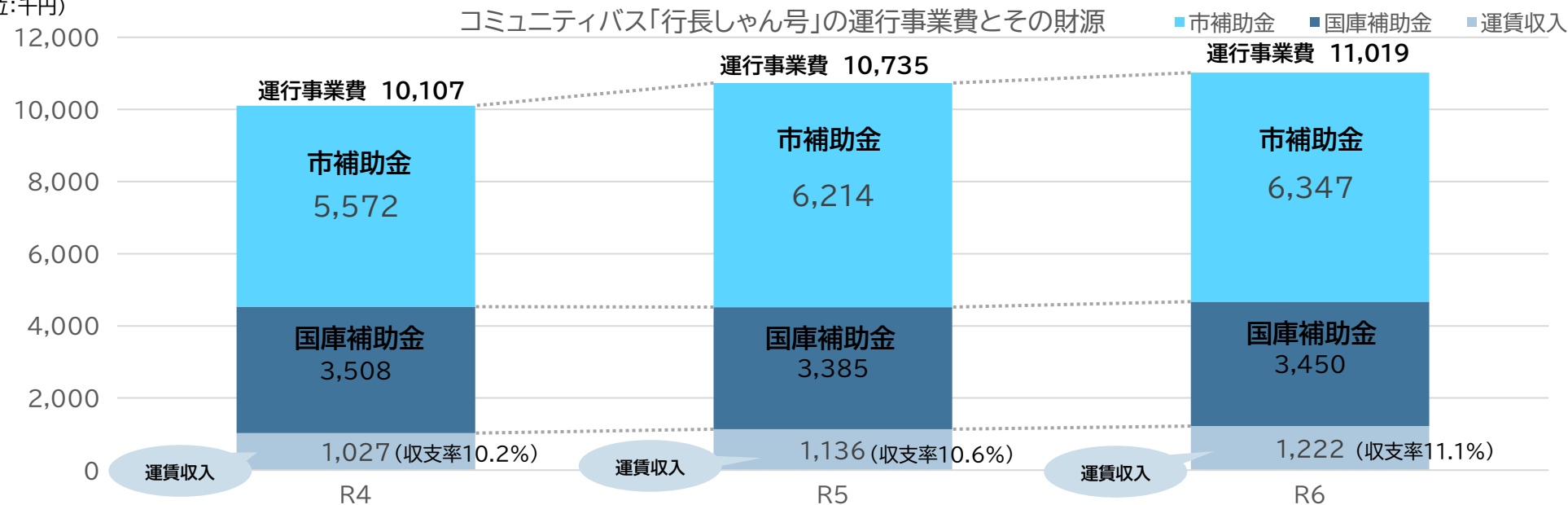
## ① コミュニティバス「行長しゃん号」

ウ)直近3年の運行事業費と収支率

| 年度                  | ①運行事業費      | 運行事業費の財源   |            |            | 収支率<br>(②÷①×100) |
|---------------------|-------------|------------|------------|------------|------------------|
|                     |             | ②運賃収入      | ③国庫補助      | ④市補助金      |                  |
| 令和4年度<br>R3.10～R4.9 | 10,106,192円 | 1,026,935円 | 3,508,000円 | 5,571,257円 | 10.2%            |
| 令和5年度<br>R4.10～R5.9 | 10,734,941円 | 1,136,046円 | 3,385,000円 | 6,213,895円 | 10.6%            |
| 令和6年度<br>R5.10～R6.9 | 11,018,621円 | 1,221,447円 | 3,450,000円 | 6,347,174円 | 11.1%            |

(単位:千円)

コミュニティバス「行長しゃん号」の運行事業費とその財源

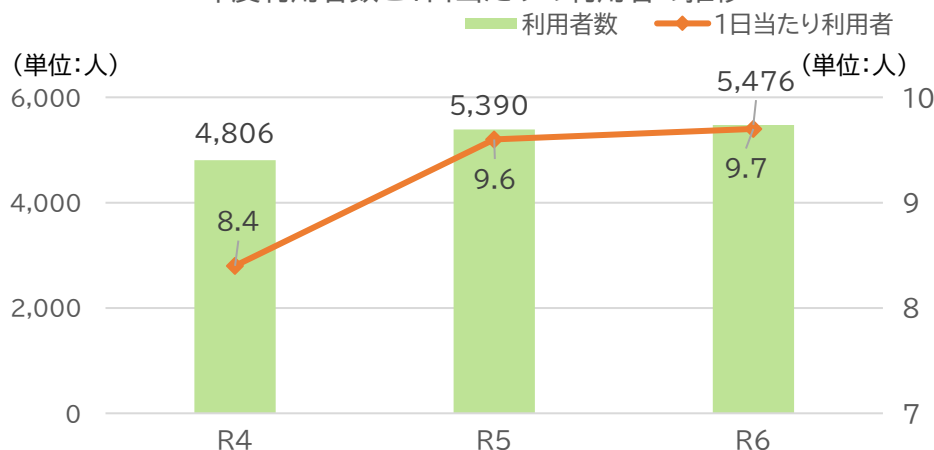


# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ② ミニバス「のんなっせ」

### ア)直近3年の利用状況

年度利用者数と1日当たりの利用者の推移



| 年度                      | 運行便数       | 運行日数 | 利用者数       | 1便当たり利用者   | 1日当たり利用者   |
|-------------------------|------------|------|------------|------------|------------|
| 令和4年度<br>R3.10～<br>R4.9 | 1,960<br>便 | 570日 | 4,806<br>人 | 2.5人<br>／便 | 8.4人<br>／日 |
| 令和5年度<br>R4.10～<br>R5.9 | 1,952<br>便 | 563日 | 5,390<br>人 | 2.8人<br>／便 | 9.6人<br>／日 |
| 令和6年度<br>R5.10～<br>R6.9 | 1,950<br>便 | 566日 | 5,476<br>人 | 2.8人<br>／便 | 9.7人<br>／日 |

### イ)直近の系統別の利用状況

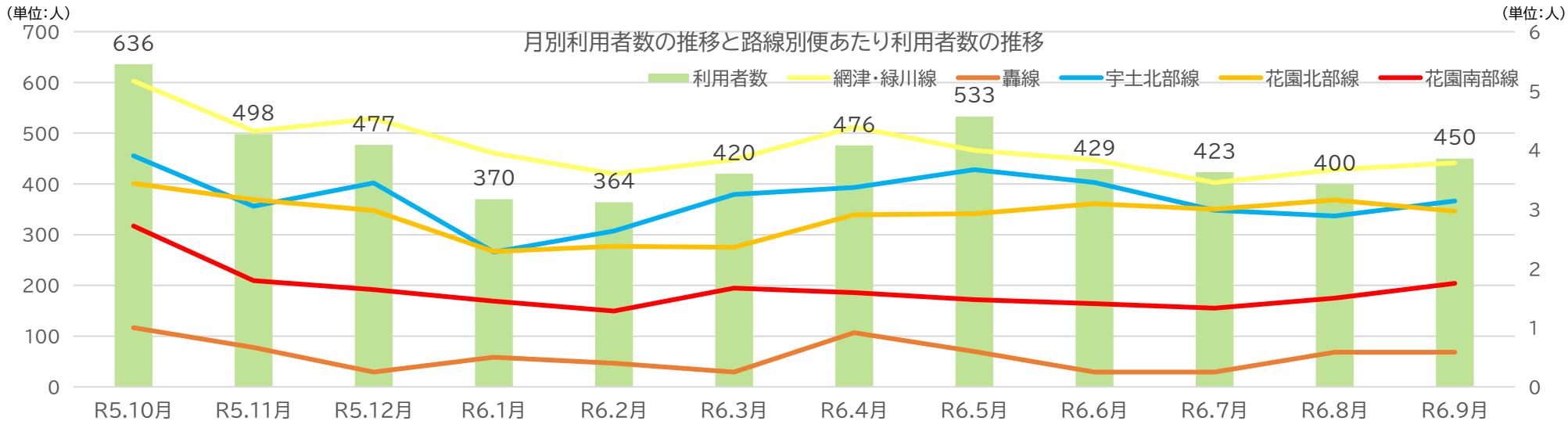
| 年月      | 網津・緑川線<br>(月・木・金) | 前年<br>同月 | 轟線<br>(木) | 前年<br>同月 | 宇土北部線<br>(月・水・木) | 前年<br>同月 | 花園北部線<br>(水・金) | 前年<br>同月 | 花園南部線<br>(水・金) | 前年<br>同月 |
|---------|-------------------|----------|-----------|----------|------------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|
| 令和7年 1月 | 121人              | ▲17.1%   | 8人        | +33.3%   | 71人              | ▲17.4%   | 68人            | ▲15.0%   | 52人            | 0%       |
| 2月      | 114人              | ▲18.0%   | 5人        | ▲16.7%   | 102人             | 0%       | 73人            | ▲3.9%    | 62人            | +51.2%   |
| 3月      | 147人              | ▲4.5%    | 7人        | +133.3%  | 121人             | +3.4%    | 72人            | ▲17.2%   | 68人            | +15.3%   |
| 4月      | 157人              | ▲9.8%    | 16人       | +45.5%   | 144人             | ▲2.0%    | 112人           | +20.4%   | 64人            | +25.5%   |
| 5月      | 166人              | ▲11.2%   | 16人       | +77.8%   | 163人             | +1.2%    | 105人           | ▲10.3%   | 73人            | +23.7%   |

# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ② ミニバス「のんなっせ」

ウ)系統別の収支率等の状況(R5.10～R6.9)

| 系統               | 運行便数                                                                          | 運行日数 | 利用者数   | 前年比    | 利用者数<br>1便当たり | 前年比    | 利用者数<br>1日当たり | 前年比    | R6<br>収支率 | 前年比      |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|--------|--------|---------------|--------|---------------|--------|-----------|----------|
| 網津・緑川<br>(月・木・金) | 496便                                                                          | 154日 | 2,024人 | ▲11.7% | 4.1人          | ▲7.3%  | 13.1人         | ▲11.7% | 11.7%     | ▲1.3ポイント |
| 轟(木)             | 153便                                                                          | 51日  | 80人    | ▲45.2% | 0.5人          | ▲43.0% | 1.6人          | ▲44.2% | 2.1%      | ▲2.5ポイント |
| 宇土北部<br>(月・水・木)  | 477便                                                                          | 155日 | 1,519人 | +46.8% | 3.2人          | +38.5% | 9.8人          | +45.0% | 9.3%      | +2.4ポイント |
| 花園北部(水・金)        | 412便                                                                          | 103日 | 1,184人 | +7.2%  | 2.9人          | +6.4%  | 11.5人         | +6.3%  | 4.4%      | ▲9.0ポイント |
| 花園南部(水・金)        | 412便                                                                          | 103日 | 669人   | ▲17.7% | 1.6人          | ▲18.8% | 6.5人          | ▲18.9% | 3.6%      | ▲5.3ポイント |
| 全体               | 1,950便                                                                        | 566日 | 5,476人 | +1.6%  | 2.8人          | 0%     | 9.7人          | +0.9%  | 9.1%      | ▲0.3ポイント |
| 備考               | R6年4月のルート見直しに伴い宇土北部線の利用者が増加している。1便当たりの利用者数が、轟線と花園南部線で国庫補助金交付条件の2.0人／便を下回っている。 |      |        |        |               |        |               |        |           |          |



# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

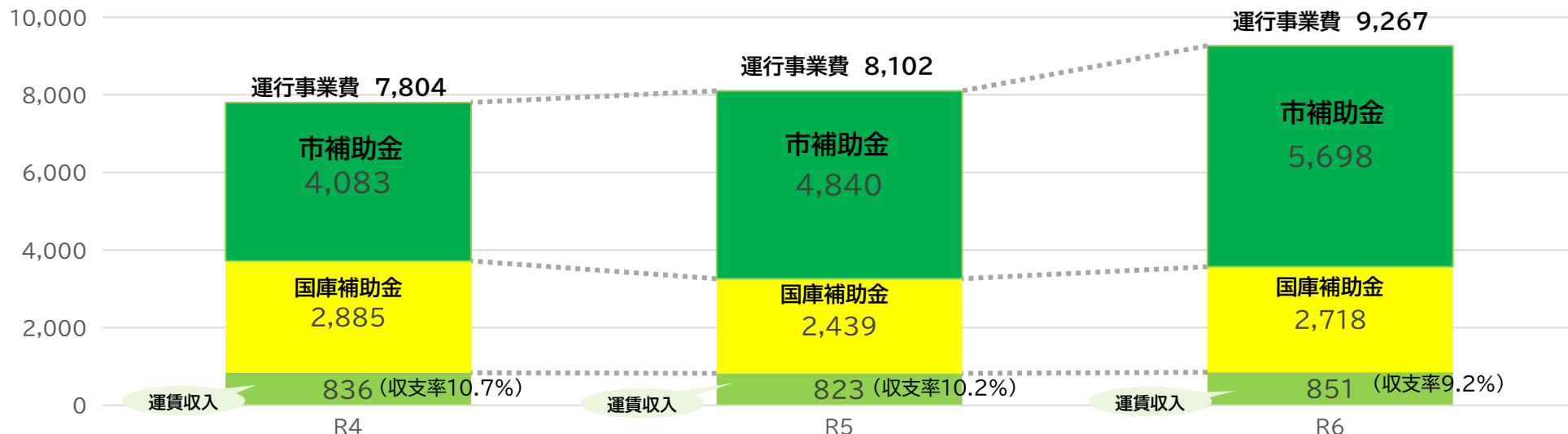
## ② ミニバス「のんなっせ」

### ウ)直近3年の運行事業費と収支率

| 年度                  | ①運行事業費     | 運行事業費の財源 |            |            | 収支率<br>②÷①×100 |
|---------------------|------------|----------|------------|------------|----------------|
|                     |            | ②運賃収入    | ③国庫補助      | ④市補助金      |                |
| 令和4年度<br>R3.10～R4.9 | 7,803,702円 | 836,365円 | 2,885,000円 | 4,082,337円 | 10.7%          |
| 令和5年度<br>R4.10～R5.9 | 8,101,952円 | 822,819円 | 2,439,000円 | 4,840,133円 | 10.2%          |
| 令和6年度<br>R5.10～R6.9 | 9,266,858円 | 851,275円 | 2,718,000円 | 5,697,583円 | 9.2%           |

ミニバス「のんなっせ」の運行事業費とその財源

(単位:千円)



# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ③ 予約型乗合タクシー「のりのり号」

### ア)直近3年の利用状況

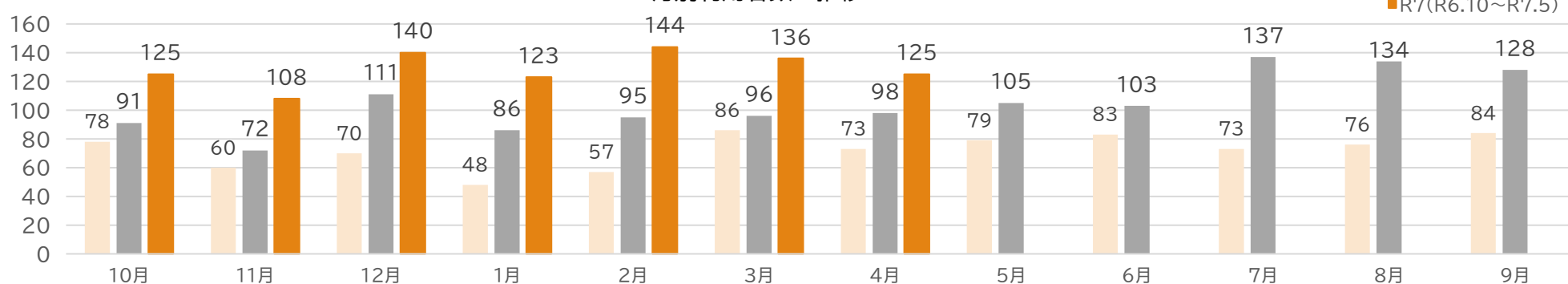
| 年度               | 運行便数 | 運行日数 | 利用者数   | 1便当たり利用者 | 1日当たり利用者 |
|------------------|------|------|--------|----------|----------|
| 令和4年度 R3.10～R4.9 | 513便 | 202日 | 679人   | 1.3人/便   | 3.4人/日   |
| 令和5年度 R4.10～R5.9 | 611便 | 217日 | 867人   | 1.4人/便   | 4.0人/日   |
| 令和6年度 R5.10～R6.9 | 756便 | 236日 | 1,256人 | 1.7人/便   | 5.3人/日   |

### イ)直近の利用状況

| 年月      | 利用者数 | 前年同月比  | 1便当たり利用者 | 1日当たり利用者 |
|---------|------|--------|----------|----------|
| 令和7年 1月 | 123人 | +43.0% | 1.7人/便   | 6.2人/日   |
| 2月      | 144人 | +51.6% | 2.0人/便   | 8.0人/日   |
| 3月      | 136人 | +41.7% | 1.9人/便   | 6.8人/日   |
| 4月      | 125人 | +27.6% | 1.8人/便   | 6.0人/日   |

(単位:人)

月別利用者数の推移



# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ③ 予約型乗合タクシー「のりのり号」

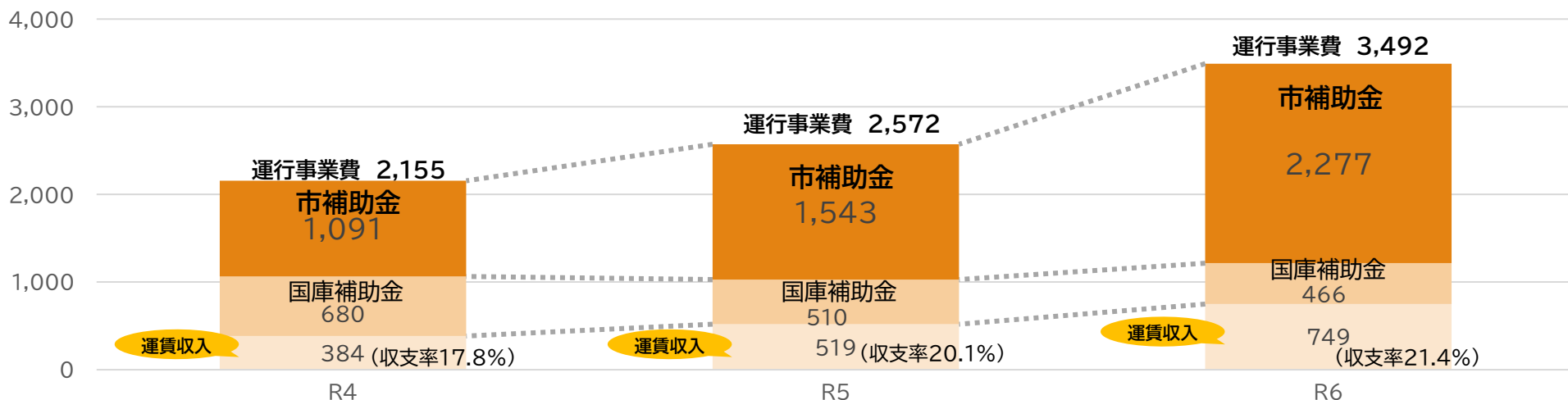
### ウ) 運行事業費と収支率

| 年度                  | ① 運行事業費    | 運行事業費の財源 |          |                          | 収支率<br>②÷①×100 |
|---------------------|------------|----------|----------|--------------------------|----------------|
|                     |            | ② 運賃収入   | ③ 国庫補助   | ④ 市補助金<br>①-②-③(千円未満切捨て) |                |
| 令和4年度<br>R3.10～R4.9 | 2,155,110円 | 383,723円 | 680,000円 | 1,091,000円               | 17.8%          |
| 令和5年度<br>R4.10～R5.9 | 2,571,730円 | 518,150円 | 510,000円 | 1,543,000円               | 20.1%          |
| 令和6年度<br>R5.10～R6.9 | 3,491,980円 | 748,450円 | 466,000円 | 2,277,000円               | 21.4%          |

(単位:千円)

予約型乗合タクシー「のりのり号」の運行事業費とその財源

■ 運賃収入 ■ 国庫補助金 ■ 市補助金



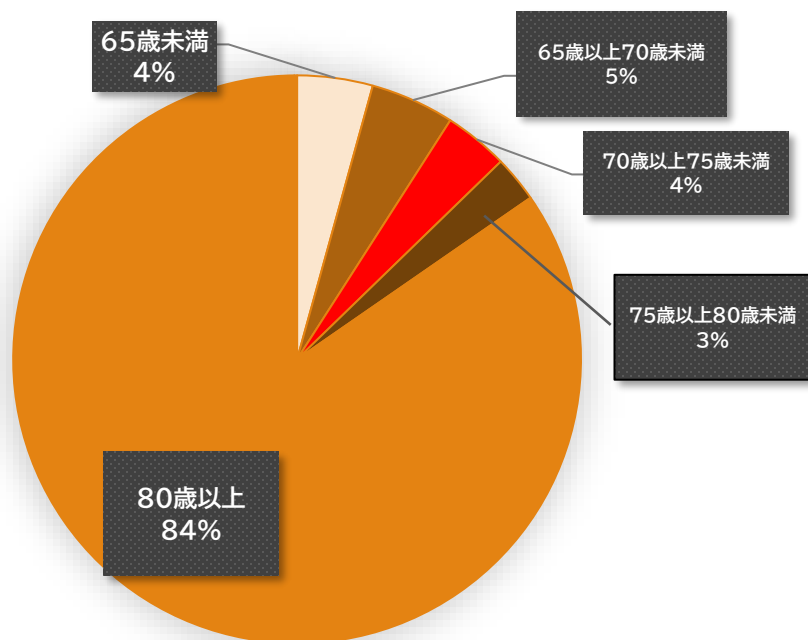
# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ③ 予約型乗合タクシー「のりのり号」

### エ)登録者数と利用者の分析

| 運行年度             | 登録者数(累計)                                            | 実際に利用した登録者数 | 登録者のうち実際に利用した人の割合 |
|------------------|-----------------------------------------------------|-------------|-------------------|
| 令和4年度 R3.10～R4.9 | 189人(実証実験時含む)                                       | 49人         | 25.9%             |
| 令和5年度 R4.10～R5.9 | 212人                                                | 57人         | 26.9%             |
| 令和6年度 R5.10～R6.9 | 284人<br>※R7.5月末時点 304人<br>(網田地区、長部田地区、小部田地区の約10.7%) | 75人         | 26.4%             |

### R6年度(R5.10～R6.9)年齢別利用者の割合



### R6年度(R5.10～R6.9)の上位5停留所と利用時間帯

| 網田地区→市内上位5停留所 |     | 市内→網田地区上位5停留所 |      |
|---------------|-----|---------------|------|
| 宇土シティ         | 78人 | 宇土シティ         | 119人 |
| 尾崎医院          | 57人 | ダイレックス        | 108人 |
| 中央クリニック       | 56人 | コスモス薬品        | 50人  |
| 吉野整形          | 51人 | 高浜眼科          | 36人  |
| 宇土駅           | 49人 | フレッシュくまい      | 33人  |

| 利用時間帯    |      |          |      |
|----------|------|----------|------|
| 8時便(行き)  | 400人 | 11時便(帰り) | 280人 |
| 10時便(行き) | 231人 | 13時便(帰り) | 195人 |
| 12時便(行き) | 55人  | 15時便(帰り) | 95人  |

| 利用者分析                                                 |  |
|-------------------------------------------------------|--|
| ・登録者のうち、令和6年度に1回以上利用した方の割合は、26.4%となっている。              |  |
| ・登録者のうち、実際に利用していない方が73.6%と多いため、既存登録者の方々に対し利用啓発が必要である。 |  |
| ・年齢別利用者の割合及び上位停留所をみると買物、通院目的の高齢者の利用が多い。               |  |
| ・行きは8時便の利用が最も多く、帰りは11時便の利用が多くなっている。                   |  |

# 1 令和6年度の運行実績(令和5年10月～令和6年9月)

## ③ 予約型乗合タクシー「のりのり号」

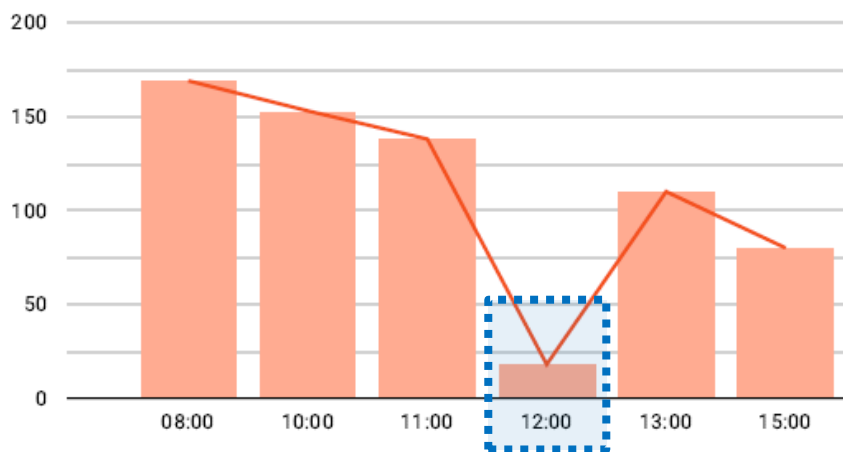
### のりのり号システム導入後の直近の(R6.12～R7.4)利用者の分析

運行実績(単位)

| 運行日数 | 運行便数 | 走行距離(km) | 収受運賃(円) | 実質運賃(円)   | 乗車人数 | 人数/日 | 運行便数/日 | 乗車人数/運行便数 | 収支率   |
|------|------|----------|---------|-----------|------|------|--------|-----------|-------|
| 99   | 359  | 5,029.72 | 381,050 | 1,659,400 | 668  | 6.75 | 3.63   | 1.86      | 23.0% |

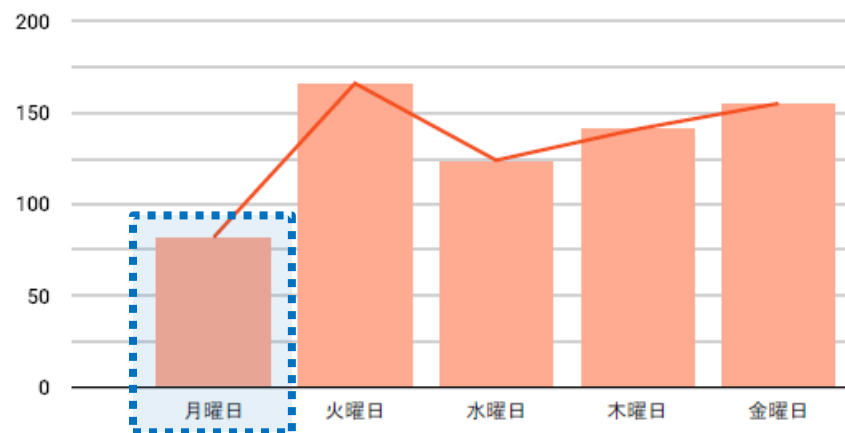
(単位:便)

乗車時間帯別



(単位:便)

曜日別



#### ■運行実績の検証結果

・運行便数359便となり、計画運行便数594便に対する稼働率は60.4%となっている。(1日あたりの計画運行便数6便の、うち平均運行便数3.63便)  
→全体の運行可能便数に対して実際に運行された便数が約6割にとどまっており、運行便数にはまだ余裕がある状況。

#### ■運行時間帯・曜日別の検証結果

・火曜日が多く、月曜日の利用が少ない。  
・午前中が多く、「行き3便(12:00)」、「帰り3便(15:00)」が少ない。  
→利用者の多くが高齢者であり、病院・買い物目的の利用となるため午前中の利用が多い結果となっている。

| 行き    | 平均乗車人数 | 帰り    | 平均乗車人数 |
|-------|--------|-------|--------|
| 8:00  | 2.1人   | 11:00 | 1.8人   |
| 10:00 | 2.0人   | 13:00 | 1.8人   |
| 12:00 | 1.1人   | 15:00 | 1.6人   |

## 2 令和8年度の目標値の設定について

(令和7年10月～令和8年9月)

### 第6次宇土市総合計画 後期基本計画 R5～R8

将来像

復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土

- ・他分野における地域公共交通へのニーズに対応
- ・地域公共交通が果たすべき役割を達成する  
⇒まちの可能性(ポテンシャル)を創出し、持続的なまちの発展を目指す

### 宇土市地域公共交通計画 R4～R8

#### 基本方針

地域公共交通が“**輝く**”まち・宇土 -地域みんなで魅力的な地域公共交通を創出します-

#### 計画の目標(今後の方向性)

- ①ニーズに沿ったまちづくりと連携した一体的な体系の構築
- ②地域が一丸となった持続可能な交通サービスの提供
- ③交通弱者に配慮したきめ細かい交通サービスの提供
- ④利用促進・需要創出に向けた機会づくり
- ⑤地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり

#### 目的達成に向けた施策・事業

- 事業1・5)コミュニティ交通の見直し
- 事業2)交通拠点の創出
- 事業3・4)路線バス・福祉事業との連携
- 事業6)交通弱者を対象とした運賃などの助成
- 事業7)新たな運賃制度の導入
- 事業8)地域公共交通に関する情報発信の強化
- 事業9)地域公共交通利用啓発活動の実施
- 事業10)企業との連携

## 2 令和8年度の目標値の設定について

(令和7年10月～令和8年9月)

| 数値指標                                             | 現況値(R6)               | 目標値(R8)                                           | R7～R8における具体的な取組                                                                                                          |
|--------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>目標①:移動ニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築</b> |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 1)「行長しゃん号」の利用者数                                  | 11,894人/年             | 計画に基づく目標値:10,000人/年以上<br>※R6年度実績に基づく目標値:13,900人/年 | ・産交バスと連携したイベントの実施による集中的な意識啓発<br>・公共交通計画に基づくルートの見直し                                                                       |
| 2)「行長しゃん号」の収支率                                   | 11.1%                 | 15%以上                                             | ・市民会合などで説明会を実施                                                                                                           |
| 3)地域拠点(JR宇土駅)の乗車人数                               | 1,819人<br>(R5年度実績)    | 2,000人/日以上                                        | ・ダイヤ改正などの際に、広報うとや各SNSを活用し利用啓発を図る                                                                                         |
| <b>目標②:地域が一丸となった持続可能な地域公共交通サービスの提供</b>           |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 4)路線バスに対する市財政負担額                                 | 40,956千円              | 30,000千円以下                                        | 路線バス三角線(三角～宇土間)を対象に、関係機関や近隣自治体と協議を行いながら、代替交通の検討を行う                                                                       |
| 5)70歳以上の地域公共交通利用率<br>(週一回以上)                     | 5.0%<br>(R3地域住民アンケート) | 10%以上<br>(R8年度にアンケート実施予定)                         | ・高齢者の通いの場などで説明会を実施<br>・福祉バス「あじさい号」との連携による運行の効率化                                                                          |
| <b>目標③:交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスの提供</b>           |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 6)「のんなっせ」の利用者数                                   | 5,476人                | 6,000人/年以上                                        | ・老朽化しているバス停の調査、整備を行い、安心して乗車可能となる環境を整備<br>・地区の利用状況に応じた運行ルート、運行本数などの見直し<br>・高齢者の通いの場などで説明会を実施<br>・福祉バス「あじさい号」との連携による運行の効率化 |
| 7)「のんなっせ」の1便当たり利用者数(路線ごと)                        |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 網津・緑川線                                           | 4.1                   | 計画に基づく目標値:2.0人/便以上<br>※R6年度実績に基づく目標値:4.4人/便以上     | 6)同様の事業を実施                                                                                                               |
| 宇土北部線                                            | 3.2                   | 計画に基づく目標値:2.0人/便以上<br>※R6年度実績に基づく目標値:3.5人/便以上     |                                                                                                                          |
| 轟線                                               | 0.5                   | 2.0人/便以上                                          |                                                                                                                          |
| 花園北部線                                            | 2.9                   | 計画に基づく目標値:2.0人/便以上<br>※R6年度実績に基づく目標値:3.2人/便以上     |                                                                                                                          |
| 花園南部線                                            | 1.6                   | 2.0人/便以上                                          |                                                                                                                          |
| 8)地域内路線の導入件数                                     | 0地区                   | 1地区                                               | 先進自治体の事例の調査・研究                                                                                                           |
| <b>目標④:地域公共交通の利用促進・需要創出に向けた機会づくり</b>             |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 9)地域公共交通マップ等の更新                                  | 作成                    | 最新情報に更新                                           | 内容の更新                                                                                                                    |
| <b>目標⑤:地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり</b>         |                       |                                                   |                                                                                                                          |
| 10)地域公共交通に関する定期的な広報活動                            | 8回/年                  | 計画に基づく目標値:2回/年<br>※R6年度実績に基づく目標値:8回/年             | ・広報うと・各SNSを活用し幅広い世代に地域公共交通について利用啓発を図る<br>・市内のイベント時に合わせ、公共交通の利用啓発を行う                                                      |
| 11)地域との共同による取組み件数                                | 7件/年                  | 計画に基づく目標値:2件/年<br>※R6年度実績に基づく目標値:7件/年             | 産交バスや各種団体と連携したイベントを実施し、利用啓発を図る                                                                                           |

|     | 概 要                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 行 | 地図上の灰色枠部分『区間内乗降制限区間』内で完結する乗降はできない。往路は降車のみ、復路は乗車のみ可能。区間内乗降制限区間を設定した理由は、路線バスと競合しない運行とすることで運輸局からの許可が下りたため。              |
| 改正案 | R7.10～九州産交バスの撤退に伴い、宇土市街地を運行する路線バスが産交バスのみになることから、ミニバス「のんなっせ」に適用している区間内乗降制限区間を撤廃し、どこの停留所でも乗降できるようにすることで利用者の利便性向上につなげる。 |

## 乗降制限区間エリア

- ・宇土駅西口
- ・宇土駅前
- ・駅前団地
- ・西城の浦
- ・宇土本町六丁目
- ・かなもり地域ケアクリニック
- ・宇土合同庁舎前
- ・宇土三丁目
- ・市民会館前
- ・宇土シティモール南口



のんなっせ区間内乗降制限区間の撤廃に伴い、既存路線バスの利用者の減少が懸念されるため、以下の2点に配慮することで、路線バスとの共存を図る。

### ①運賃の設定

路線バスの料金を下回らないように、のんなっせの運賃を設定する。

※路線バス区間内料金180円(R7.6時点)・のんなっせ200円(均一運賃)

### ②運行時間帯の調整

制限区間を同じ時間帯に運行する場合、路線バスが先に通るようにダイヤを調整する。

#### 【例】路線バスとの競合が見込まれる路線等

##### ・ミニバス「のんなっせ」

「宇土北部線」及び「網津・緑川線」

運行日:月曜・水曜・木曜・金曜

運賃:200円(均一運賃)

##### ・路線バス:産交バス(三角産交～宇土駅前)

運行日:平日・土曜

運賃:180円(区間内)

| 停留所     | ミニバス「のんなっせ」    |                 | 路線バス             | 運行時間帯<br>の調整                       |
|---------|----------------|-----------------|------------------|------------------------------------|
|         | 宇土北部線<br>(第1便) | 網津・緑川線<br>(第1便) | 宇土駅～三角上り<br>通過時刻 |                                    |
| 踏切      | 9時44分          | —               |                  |                                    |
| 宇土市役所前  | 9時45分          | 9時38分           |                  |                                    |
| 宇土三丁目   | 9時46分          | 9時39分           | 9時37分            | 路線バスがミニバス<br>「のんなっせ」よりも<br>早く通過する。 |
| 宇土本町五丁目 | 9時47分          | 9時40分           |                  |                                    |
| 宇土本町六丁目 | 9時48分          | 9時41分           |                  |                                    |
| 西城の浦    | 9時49分          | 9時42分           |                  |                                    |
| 駅前団地    | 9時50分          | 9時45分           | 9時40分            | 路線バスがミニバス<br>「のんなっせ」よりも<br>早く通過する。 |
| 宇土駅前    | 9時51分          | 9時46分           | 9時42分            |                                    |
| 宇土駅西口   | 9時52分          | 9時47分           |                  |                                    |

利用者からの要望により、ミニバス「のんなっせ」網津・緑川線及び宇土北部線について、宇土駅と宇土シティの間に停留所(①旭町停留所②宇土市運動公園前停留所)を新設する。



## ①旭町停留所



## ②宇土市運動公園前停留所



令和8年度地域公共交通確保維持事業  
(地域内フリーダー系統補助)に係る計画認定申請について

令和7年 月 日

(名称) 宇土市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的)

宇土市内において、高齢者等の移動手段を持たない方の通院・買い物等の日常生活の移動の確保や郊外部の交通空白地から市街地部への移動の確保、及び利用ニーズの高い医院や商業施設、公共施設間の移動を確保することを目的とする。

(必要性)

宇土市郊外部の交通空白地においては、日常の通院・買い物施設(主に宇土市街地部)への移動手段がなく、通院・買い物施設の施設間の移動が困難である。

そのため、既存の公共交通網を補完する目的で、郊外部の交通空白地において小回りのきくワゴン車等で巡回する乗合タクシー(ミニバス)の導入と市街地の医院や買い物施設を巡回する循環バス(コミュニティバス)を導入し、JR宇土駅とバス交通の連携強化を行った。また、従前より交通空白地域となっており高齢化率が高い宇土市網田地区へ予約型乗合タクシーを導入し、利便性の向上を図る。地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標に対する数値指標及び目標値は次のとおりとする。

(宇土市地域公共交通計画 P.103 参照)

【コミュニティバス】

| 系統名       | 数値指標   | 実績値      | 目標値                                             |
|-----------|--------|----------|-------------------------------------------------|
|           |        | R6 年度    | R8 年度                                           |
| 内回り線・外回り線 | 年間利用者数 | 11,894 人 | 計画に基づく目標値：10,000 人/年以上<br>R6 実績に基づく目標値：13,900 人 |
|           | 収支率    | 11.1%    | 15%以上                                           |

【ミニバス】

| 系統名    | 数値指標        | 実績値     | 目標値                                           |
|--------|-------------|---------|-----------------------------------------------|
|        |             | R6 年度   | R8 年度                                         |
| 全系統    | 年間利用者数      | 5,476 人 | 6,000 人/年以上                                   |
| 網津・緑川線 | 1 便あたりの利用者数 | 4.1 人   | 計画に基づく目標値：2.0 人/便以上<br>R6 実績に基づく目標値：4.4 人/便以上 |
| 宇土北部線  |             | 3.2 人   | 計画に基づく目標値：2.0 人/便以上<br>R6 実績に基づく目標値：3.5 人/便以上 |
| 轟線     |             | 0.5 人   | 2.0 人/便以上                                     |
| 花園北部線  |             | 2.9 人   | 計画に基づく目標値：2.0 人/便以上<br>R6 実績に基づく目標値：3.2 人/便以上 |
| 花園南部線  |             | 1.6 人   | 2.0 人/便以上                                     |

【予約型乗合タクシー】

| 系統名  | 数値指標   | 実績値     | 目標値                                                     |
|------|--------|---------|---------------------------------------------------------|
|      |        | R6 年度   | R8 年度                                                   |
| 網田地区 | 年間利用者数 | 1,256 人 | R7 年度計画認定申請の際に設定した目標値：870 人以上<br>R6 実績に基づく目標値：1,650 人以上 |
|      | 収支率    | 23.0%   | 30%以上                                                   |

※予約型乗合タクシーについては、地域公共交通計画策定時点において運行開始直後というところもあり、地域公共交通計画本体に数値指標を記載していないため、本項目で個別に設定している。

|                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 事業の効果</p>                                                                                        | <p>本事業でコミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを維持することにより、郊外部の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保され、市街地部の回遊性が向上し、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>                                                                                                                             |
| <p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じたルート改正等を行い、利用者の利便性向上を図る。<br/>(宇土市・産交バス)</li> <li>・バス停を整備し、分かりやすく安心して乗車してもらえるような乗車機会の創出を図る。<br/>(協議会・宇土市)</li> <li>・高齢者向けに福祉関係部署と連携し説明会を行うほか、子供向けの利用啓発イベントを行う。(協議会・宇土市)</li> </ul> |
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>                                                       | <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>① 予定している時刻、運行予定期間(別添「運行系統時刻表」参照)</p> <p>② 運行事業者の決定の経緯</p> <p>H24年第2回(H24.7.11)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。</p> <p>R3年第1回(R3.6.25)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。</p>                  |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>                                                              | <p>宇土市からコミュニティバス・ミニバス運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>宇土市から予約型乗合タクシー運行事業者への補助金額については、收受運賃及び国庫補助金を実質運賃(運行費)から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>                                                               |
| <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>                                                                          | <p>運行事業者が管理する運行記録簿から、運行便数、利用者数、運賃収入額等を把握し、収支率を算出することとしている。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>                   |                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>該当なし</p> <p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> |                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>該当なし</p> <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>                    |                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>該当なし</p>                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                    |

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業  
(地域内フイーター系統補助)に係る計画認定申請について

|                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br>【地域内フイーター系統のみ】<br>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付                                                |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>該当なし                                                   |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>(1) 事業の目標<br>該当なし                                   |
| (2) 事業の効果<br>該当なし                                                                                                            |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>該当なし                   |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>該当なし                                                                  |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>(1) 事業の目標<br>該当なし                                                  |
| (2) 事業の効果<br>該当なし                                                                                                            |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】<br>該当なし                                                  |

令和8年度地域公共交通確保維持事業  
(地域内フイーダー系統補助)に係る計画認定申請について

| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div>・平成 23 年 06 月 29 日 (H23 第 1 回) 協議会設立、事業内容について協議<br/>・市民アンケート調査実施(平成 23 年 11 月 17 日～平成 23 年 12 月 5 日)<br/>・平成 23 年 12 月 19 日 (H23 第 2 回) 調査内容について報告<br/>・平成 24 年 01 月 25 日 (H23 第 3 回) 新公共交通システムの方針について協議<br/>・宇土市生活交通ネットワーク計画に係るパブリック実施(平成 24 年 3 月 2 日～3 月 13 日)<br/>・平成 24 年 03 月 14 日 (H23 第 4 回) 宇土市生活交通ネットワーク計画及び試行運行の報告<br/>・平成 24 年 05 月 29 日 (H24 第 1 回) 平成 25 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認<br/>・平成 24 年 07 月 11 日 (H24 第 2 回) 運行事業計画の承認<br/>・平成 25 年 02 月 20 日 (H24 第 3 回) 運行区域拡大や乗合タクシーの愛称について協議・承認<br/>・平成 25 年 07 月 23 日 (H25 第 2 回) 平成 26 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認<br/>・平成 26 年 02 月 05 日 (H25 第 3 回) 平成 26 年 4 月からの運行計画及びフリー乗降区間設定の協議・承認</div>                                                                   |  |
| <div>・平成 26 年 06 月 17 日 (H26 第 1 回) 平成 27 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認<br/>・平成 26 年 08 月 27 日 (H26 第 2 回) 運行計画変更についての協議・承認<br/>・平成 27 年 06 月 16 日 (H27 第 1 回) 平成 27 年 10 月からの運行計画の協議<br/>・平成 27 年 07 月 28 日 (H27 第 2 回) 平成 28 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・平成 28 年 06 月 (H28 書面協議) 熊本地震の影響によるルート変更及び平成 29 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| <div>・平成 29 年 06 月 26 日 (H29 第 1 回) 平成 30 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・平成 30 年 06 月 19 日 (H30 第 1 回) 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・令和 元年 06 月 25 日 (R1 第 1 回) 令和 2 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・令和 2 年 07 月 10 日 (R2 第 1 回) 令和 3 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・令和 3 年 06 月 25 日 (R3 第 1 回) 令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認<br/>・令和 4 年 06 月 29 日 (R4 第 1 回) 令和 5 年度地域公共交通計画の変更協議・承認<br/>・令和 5 年 06 月 27 日 (R5 第 1 回) 令和 5 年度地域公共交通計画の変更協議・承認<br/>・令和 5 年 06 月 27 日 (R5 第 1 回) 令和 6 年度地域公共交通計画の変更協議・承認<br/>・令和 6 年 01 月 23 日 (R5 第 2 回) 令和 6 年度地域公共交通計画の変更協議・承認<br/>・令和 6 年 06 月 27 日 (R6 第 1 回) 令和 7 年度地域公共交通計画の協議・承認<br/>・令和 7 年 01 月 23 日 (R6 第 2 回) 令和 6 年度地域公共交通計画の変更協議・承認<br/>・令和 7 年 06 月 24 日 (R7 第 1 回) 令和 7 年度地域公共交通計画の協議・承認</div> |  |
| 19. 利用者等の意見の反映状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 市民アンケート調査、区長等へのヒアリング調査、各地区での地区説明会、沿線世帯個別訪問、利用者アンケート等を実施し、市民の意見収集を図ったほか、本計画について、地域公共交通会議で協議を行っており、住民意見を十分に反映している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宇土市浦田町 5 1 番地

(所 属) 宇土市 企画課

(氏 名) 益田 藍子

(電 話) 0964-27-3305

(e-mail) [kikaku01@city.uto.lg.jp](mailto:kikaku01@city.uto.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によるなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いします。  
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

# 令和8年度地域公共交通確保維持事業 (地域内フィーダー系統補助)に係る計画認定申請について

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名    | 運行系統名<br>(申請番号) | 運行系統        |              |            | 系統<br>キロ程            | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>増進<br>特例<br>措置 | 運送<br>継続<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                               |                        |                           | 接続先の路線等<br>の運行者 | 接続先の路線・<br>停留所名又は駅<br>名 | 接続する停留所名 |
|-------|-----------|-----------------|-------------|--------------|------------|----------------------|------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------|-------------------------|----------|
|       |           |                 | 起点          | 経由地          | 終点         |                      |            |                |                      |                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9) | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保 | 基準ホで該当<br>する要件<br>(別表7のみ) |                 |                         |          |
| 宇土市   | (南)西田タクシー | (1) 網津・緑川線      | 赤木防火水槽      | 宇土駅西口        | 宇土シティモール南口 | 往 18.1km<br>復 18.1km | 154日       | 231.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | (南)西田タクシー | (2) 宇土北部線       | 住吉団地        | 宇土駅西口        | 宇土シティモール南口 | 往 20.2km<br>復 20.2km | 155日       | 231.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | 宇城タクシー(南) | (3) 轟線          | 下松山地域学習センター | 轟地区公民館       | 宇土駅西口      | 往 12.9km<br>復 12.9km | 52日        | 51.0回          |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | 宇城タクシー(南) | (4) 花園北部線       | 三日区公民館      | 上古閑          | 宇土駅西口      | 往 15.2km<br>復 15.2km | 104日       | 208.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | 宇城タクシー(南) | (5) 花園南部線       | 百合ヶ丘        | 宇土駅西口        | 馬之瀬小原商店前   | 往 14.4km<br>復 14.4km | 104日       | 156.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | 産交バス(株)   | (6) 循環線         | 宇土シティモール南口  | 宇土市民会館前・宇土駅前 | 宇土シティモール南口 | 循環 11.4km<br>11.8km  | 311日       | 2,488.0回       |                      |                      | 路線定期                              | ②(1)                          | JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続   | ③                         | JR九州            | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |
|       | 宇城タクシー(南) | (7) 網田地区        |             | 網田地区<br>網津地区 |            | km<br>km             | 254日       | 1,524.0回       |                      |                      | 区域                                | ②(1)                          | 鹿児島本線宇土駅西口にて接続         | ③                         |                 | 鹿児島本線                   | 宇土駅西口    |

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

## 令和8年度地域公共交通確保維持事業 (地域内フイダー系統補助)に係る計画認定申請について

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| 市区町村名    | 宇土市    |
|----------|--------|
| (単位:人)   |        |
| 人口       | 人口     |
| 人口集中地区以外 | 25,955 |
| 交通不便地域等  | 36,270 |

| 交通不便地域等の内訳 |       |       |
|------------|-------|-------|
| 人口         | 対象地区  | 根拠法   |
| 36,270     | 宇土市全域 | 半島振興法 |
|            |       |       |
|            |       |       |
|            |       |       |

地域公共交通計画 地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名      | 策定年月日   | 特例適用開始年度 |
|----------|---------|----------|
| 地域公共交通計画 | R4.2.28 |          |
|          |         |          |

### (1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

### (2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 今後のスケジュール



| 日程    | 項目                                                   | 備考                       |
|-------|------------------------------------------------------|--------------------------|
| 6月24日 | 第1回会議                                                | 運行計画案等の承認                |
| 6月30日 | 地域公共交通確保維持事業<br>計画認定申請                               | 地域公共交通計画の申請期限<br>(国土交通省) |
| 7月～8月 | 事業認可申請                                               | 国土交通省へ事業認可申請提出           |
| 9月～   | ・のんなっせの区間内乗降制限区間の撤廃の周知<br>・「網津・緑川線」及び「宇土北部線」の新設停留所周知 | 広報紙や各種SNSでの周知            |
| 10月   | ・のんなっせの区間内乗降制限区間解除開始<br>・「網津・緑川線」及び「宇土北部線」の停留所新設     |                          |
| 1月    | 第2回会議                                                | 事業評価                     |
| 3月    | 第3回会議                                                | 令和8年度予算等の承認              |

※随時 ・SNSを活用した定期的な情報発信  
・市民向け説明会の実施  
・バス停の確認・整備

## 概 要

### 1 路線バス宇土三角間の財政負担増加の懸念、代替交通手段導入検討

- ・地域公共交通計画では、運行区間や運行本数の見直しを行うとともに、代替交通手段などの検討を行い、運行効率化を目指すとしている。
- ・当該路線の利用者は、主に網田小中学校の児童生徒と沿線地域の高齢者である。沿線地域の人口減少と少子高齢化により利用者数が年々減少する一方で、人件費や物価の高騰で運行経費は上昇傾向にあったため、地域公共交通計画に基づき、R6.4月に運行本数の減便を行った。
- ・その結果、1便当たりの利用者は増加し、一時的に財政負担の抑制(2,000千円程度の減額)につながっているが、人件費や燃料代の高騰で運行経費は上昇傾向にあり、財政負担の増加が懸念される。

### 2 交通事業者のドライバー不足解消支援

#### 【前回までの課題】

- ・ドライバーの高齢化問題に加え、令和6年4月から、自動車運転業務の法定労働時間が短縮されたことも影響し、ドライバー不足が今後の持続化の大きな課題である。
- ・交通事業者の負担軽減を図るため、予約型乗合タクシーの利用予約について、これまで電話のみとしていた方法をLINEでも予約できるようにした。これに伴い利用する高齢者の方々への周知・啓発を継続的に行っていく必要がある。

#### 【具体的な支援策】

- ・宇土市第二種運転免許取得支援補助金の創設
- ・地域おこし協力隊(地域公共交通支援員)の募集

### 3 地域公共交通の在り方について～ライドシェアの活用～

- ・交通事業者のドライバーの高齢化及び人員不足の現状により、将来的に、市民の日常生活において「移動の自由」に支障を来す時期が到来するおそれがある。国においても、一般のドライバーが自家用車で乗客を運ぶことができる「ライドシェア」を導入する自治体への支援を強化している。今後の本市の公共交通の在り方を検討していく中で、ライドシェアの導入も見据えていく必要がある。